

JIS A 5207 「衛生器具-便器・洗面器類」が改正されました

～ 大便器の洗浄方式区分が廃止されるとともに洗浄水量区分が変更されました ～

このたび、日本産業規格 JIS A 5207「衛生器具-便器・洗面器類」が改正されました。

※原案作成団体：一般社団法人 日本レストルーム工業会

(本部：愛知県名古屋市、会長：喜多村 円(TOTO 株式会社 代表取締役 社長執行役員))

【改正の趣旨】

各社の技術進歩により、製品の進化、多品種化が進んでいます。このため、品揃え状況に即し、本規格をご覧になる方にわかりやすい内容へ整理され、見直されました。

【主な改正点】

■大便器区分の見直し

①洗浄方式区分の廃止

大便器の洗浄方式では、各社ともに旋回流による方式にシフトしており、従来の洗落とし式、サイホン式という区分は適切とはいえない状況から、洗浄方式区分が廃止されました。

②一般形区分の廃止と洗浄水量区分の名称変更

節水による環境貢献が評価される中、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の改正で、節水Ⅱ型が「特定調達品目」の「判断の基準」等の対象になる等、節水便器の浸透が進んでいます。また、各社の大便器の多くが節水形になっている実情を踏まえ、需要の減少している洗浄水量 8.5L を超える一般形大便器の区分が廃止されました。また、洗浄水量の区分名称として、洗浄水量 8.5L 以下の「節水Ⅰ形」、洗浄水量 6.5L 以下の「節水Ⅱ形」という名称から「節水」の文字を削除し、「Ⅰ形」「Ⅱ形」に変更されました。

種類	給水方式	設置形態	排水方向	洗浄方式	記号		
					一般形	節水Ⅰ形	節水Ⅱ形
大便器	タンク式	床置	床排水	洗落とし	区分廃止	I形に名称変更	II形に名称変更
				サイホン			
				洗落とし			
			壁排水	サイホン			

■大便器の洗浄水量許容差の規定

大便器の洗浄水量の許容差は、従来、節水のレベルを示すものとして上限が規定されていましたが、洗浄性能も考慮し、下限も規定されました。また、水量許容差を規定するにあたって、欧州の EN997 や米

国の ASME A112.19.2 といった規格を参考にし、3 回洗浄の平均値を採用することになりました。

■寸法規定の整理

各社節水化、施工性向上、使い勝手向上等に伴い、製品の形態が従来から変化してきており、また、JIS S0024(高齢者・障害者配慮設計指針—住宅設備機器)の中で便器高さが言及されるなど、現在の規格内容を実情に整合させる必要性が出てきました。したがって、大便器高さの寸法変更・排水穴径の削除等、形状寸法の整理が行われました。

■便器種類: JIS 記号の表示方法

お客様の多様なニーズに対応するために、各社では製品の多品種化が進んでいます。そのような中で、各社では、洗浄弁式・タンク式・専用洗浄弁式という給水方式区分を横断して便器の共通化を行うことにより、環境配慮・在庫管理容易化及び物流負荷の低減が図れます。

そのために、JIS 記号の併記が可能で、明記されました。

JIS記号表示の例



詳しくは、(一社)日本レストルーム工業会ホームページをご覧ください。

<https://www.sanitary-net.com/trend/standard/standard-jis.html>

一般社団法人 日本レストルーム工業会「会員企業」(2019年11月現在)

アイシン精機株式会社、アサヒ衛陶株式会社、SANEI株式会社、ジャニス工業株式会社、
東芝ホームテクノ株式会社、TOTO 株式会社、パナソニック株式会社、株式会社 LIXIL

<本件に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本レストルーム工業会 担当:立石 TEL:03-5206-5493
(東京都新宿区市谷田町2-29 こくほ21 5階)

工業会ホームページ:<https://www.sanitary-net.com/>